

板橋区保育施設における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱

(令和6年3月29日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区の保育施設が、多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和5年3月30日福保字第4943号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業に対して、その経費の一部を補助することにより、保育所、幼稚園、認定こども園等（以下「保育所等」という。）を利用していない未就学児が、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等の健やかな成長を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係機関 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、同法第12条の6に規定する保健所、同法第44条の2に規定する児童家庭支援センター又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。
- (2) 要支援児童等 次のいずれかに該当する児童をいう。
 - ア 実施要綱第3の2に規定する要支援家庭の児童等
 - イ 関係機関が家庭での育児が困難であると推定する児童であつて、継続的な見守りのため、関係機関と多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施事業者（以下「事業者」という。）との間で定期的な情報共有等を要する者

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱で使用する用語の例による。

(事業者の要件)

第3条 事業者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 民間事業者であること。
- (2) 多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施するために必要な保育室の設備及び保育従事職員が確保されていること。
- (3) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと。
- (4) 法人住民税を滞納していないこと。

(対象児童)

第4条 次条に規定する補助事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、保育所等に通っていない、又は在籍していない0歳児から2歳児までの乳幼児とする。

(補助事業)

第5条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第8条第1項に基づく板橋区多様な他者との関わりの機会の創出事業申請書を提出し、審査の結果、板橋区長（以下「区長」という。）が決定したものとし、実施要綱に基づき、対象児童に対し実施する以下の事業とする。

(1) 定期的な預かり

ア 一定程度継続的（月を単位として複数月）な預かりの実施

イ 対象児童の集団における子供の育ちに着目した支援計画の作成及び日々の保育の状況の記録

ウ 対象児童を養育する保護者に対する定期的な面談等及び子育てに関する助言等の実施

(2) 要支援児童等の預かり

ア 要支援児童等に対する定期的な預かりの実施

イ 関係機関との連携の下、情報共有や定期的な打合せに基づいた支援計画を作成し、関係機関との協働対応による相談支援を行う等、適切な支援の実施

ウ 対象児童を養育する保護者に対する定期的な面談等及び子育てに関する助言等の実施

(補助要件)

第6条 事業者は、事業を実施し、運営に要する費用の一部について補助を受けようとする場合には、次に定める要件を満たさなければならない。

(1) 設備基準

東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和4年板橋区条例第10号。以下「条例」という。）第42条及び東京都板橋区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和4年板橋区規則第31号。以下「規則」という。）第14条に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

また、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

(2) 人員基準

条例第44条第2項及び規則第16条に準じ、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置することとし、当該保育従事者の数は2名を下回ることとはできないこと。ただし、保育士又は看護師（助産師及び保健師を含む。）（以下「保育士等」という。）の資格を有する者を1名以上配置すること。

なお、保育従事者の6割（保育従事者が2名の場合は1名）以上は保育士等の資格を有する者であること。

(利用者負担)

第7条 事業者は、補助事業の実施に必要な経費の一部を利用者負担とすることができる。ただし、利用者負担上限額を、原則として、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,000円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000円とする。

2 前項に規定する時間を超えて預かりを実施する場合、当該超える預かり時間1時間当たり275円を上限として利用者負担とすることができる。

(指定等の手続)

第8条 事業者としての指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に第3条第4号に掲げる要件を満たしていることを証する書類（法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し）を添えて区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定に基づく申請を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めた場合は、指定通知書により、また不適当と認めた場合は、不適当通知書によりそれぞれ申請者に通知する。
- 3 区長は、前項の規定により決定した事業者と、事業実施に関する協定を締結するものとする。
- 4 事業者は、多様な他者との関わりの機会の創出事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の6か月前までに別記第2号様式を区長に提出し、協議しなければならない。
- 5 区長は、前項の申請があったときは、審査の上、指定の廃止又は休止の決定を行い、廃止又は休止通知書を事業者に通知する。

（指導監督）

第9条 区長は、交付決定者に対して、助成事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について報告を求めることができるほか、必要に応じて現場確認を行い、指導及び助言を行うことができる。

（指定の取消し）

第10条 区長は、次のいずれかの場合、指定を取り消すことができる。

- (1) 保育内容や設備等に法令又は要綱等の重大な違反があったとき。
 - (2) 虚偽の補助金等の請求その他不正の事実が判明したとき。
 - (3) 前条の規定による指導監督等に応じず、又は指導監督等が行なわれた内容について、改善がされないとき。
 - (4) 事業者が法人住民税を滞納し、これに対して区が納付を指導したにもかかわらず、なお納付をしないとき。
 - (5) その他、多様な他者との関わりの機会の創出事業の運営等に問題があり、取り消すことが適当であると区長が認めたとき。
- 2 区長は、前項に規定するいずれかの事由により指定の取消しを決定したときは、指定取消通知書により事業者に通知する。

（補助対象経費）

第11条 この補助金の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費のうち、別表に定める経費とする。

（補助金交付額）

第12条 この補助金の交付額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費として事業者が支出した額から寄付金その他収入額を差し引いた額とを比較していずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第13条 この補助金の交付申請は、別に定める期日までに別記第3号様式に関係書類を添えて、区長に対して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第14条 区長は、前条の申請書を受領したときは、関係書類を審査したうえで、補助金を交付すべきか否か決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、別記第4号様式により、交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第15条 補助金の交付決定を受けた事業者は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に、別記第5号様式により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

(1) 別表第1項に掲げる事業 前条の交付決定を受けた日から区長が別に定める期限まで

(2) 別表第2項及び第3項に掲げる事業 第20条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた日から区長が別に定める期限まで

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(変更交付申請及び変更交付決定)

第16条 第14条の規定により補助金の交付決定をした後、事業状況に変更が生じたときは、事業者は別記第6号様式に必要な書類を添えて、直ちに区長へ変更交付申請するものとする。

2 区長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、変更交付を決定したときは、別記第7号様式により、また交付しないことを決定したときは、その理由を付した通知書により、当該事業者に通知するものとする。

(実施状況報告)

第17条 補助金の交付を受ける事業者は毎月、別記第8号様式に必要な書類を添えて、区が指定する日までに、事業の実施状況を区長に報告しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第18条 この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、区長は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容を変更するものとする。

(実績報告)

第19条 事業者は、補助事業が完了したときは、別に定める期日までに、別記第9号様式に関係

書類を添えて、補助事業の実績を区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第20条 区長は、前条の規定による実績報告の審査その他必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第10号様式により、事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第21条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
- (3) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第22条 区長は、第18条又は前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第20条の規定により交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記第10号様式により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第23条 事業者は、第21条第1項第1号及び第2号の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項の場合において、区長は、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止等)

第24条 事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その事業者に対して、ほかの同種の事務又は事業

について、交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(財産処分の制限及び財産の管理)

第25条 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(令和5年4月1日付こども家庭庁告示第9号)に定める期間を経過するまでは、区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供してはならない。

2 区長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより事業者収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に返納させることができる。

3 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第26条 事業者は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに別記第11号様式により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることができる。

(関係書類の保管)

第27条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、補助金及び補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを補助事業の完了した年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるものとする。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和6年9月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第11条関係）

補助基準額	補助対象経費
<p>1 定期的な預かり 第5条第1号に規定する事業を実施する場合</p> <p>(1) 実施日数が年間で1日以上104日以下 7,968,000円（1か所当たり年額）</p> <p>(2) 実施日数が年間で105日以上208日以下 12,398,000円（1か所当たり年額）</p> <p>(3) 実施日数が年間で209日以上 14,596,000円（1か所当たり年額）</p>	事業実施に必要な経費
<p>2 要支援児童等の預かり 第5条第2号に規定する事業を実施する場合 742,000円（1か所当たり年額）</p>	事業実施に必要な経費
<p>3 開設準備等経費 新たに事業を開始する場合及び利用児童数の増加等によって施設の改修が必要となる場合 4,000,000円（1か所当たり年額）</p>	事業実施に必要な改修費、備品購入経費等 ※補助金交付年度中に支払われたものに限る。